

注意事項

- ・ 2024年7月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
名古屋市営住宅および名古屋市定住促進住宅への入居	ファミリーシップ宣誓をされた方（子を含む）を契約者の親族として取扱うこととし、名古屋市営住宅および名古屋市定住促進住宅への入居（同居）を可とする。	○		受理証明書の提出の他、要綱に定める同居を確認する書類等の提出が必要	住宅都市局住宅管理課 052-972-2953
住民票上の続柄の記載変更	ファミリーシップ制度を利用されている方から希望があれば、申出に基づきパートナー等の住民票上の続柄の記載を「同居人」から「縁故者」へ変更する	○			スポーツ市民局住民課 052-972-3114 （続柄変更の申出を受付するのは、各区市民課と支所区民生活課）
犯罪被害者等支援金	犯罪被害者等給付金が支給されるまでの間、当面必要となる経費に充てるため、犯罪により死亡した場合には遺族に30万円、重傷病等を受けた場合に被害者本人に10万円を支給	○		宣誓内容証明書の提出が必要な場合がある	スポーツ市民局人権施策推進課 052-972-2582 （申請は犯罪被害者等総合支援窓口 052-972-3042）
犯罪被害者等見舞金	遺族が損害賠償請求に基づく債務名義を取得したにも関わらず、約定通りに賠償が受けられない場合に150万円を上限に支給	○		宣誓内容証明書の提出が必要な場合がある	スポーツ市民局人権施策推進課 052-972-2582 （申請は犯罪被害者等総合支援窓口 052-972-3042）

注意事項

- ・ 2024年7月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
犯罪被害者等日常生活支援 (ホームヘルプサービス)	犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の自宅へ、家事・育児・介護の支援を行うヘルパーを派遣	○		宣誓内容証明書の提出が必要な場合がある	スポーツ市民局人権施策推進課 052-972-2582 (申請は犯罪被害者等総合支援窓口 052-972-3042)
犯罪被害者等日常生活支援 (配食サービス)	犯罪により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の自宅へ、食事を配達	○		宣誓内容証明書の提出が必要な場合がある	スポーツ市民局人権施策推進課 052-972-2582 (申請は犯罪被害者等総合支援窓口 052-972-3042)
犯罪被害者等精神医療費支援金	犯罪により精神医療機関に受診した場合、医療費自己負担分の半額を支給	○		宣誓内容証明書の提出が必要な場合がある	スポーツ市民局人権施策推進室課 052-972-2582 (申請は犯罪被害者等総合支援窓口 052-972-3042)

注意事項

- ・ 2024年7月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
犯罪被害者等に対する市営住宅のあっせん	市営住宅への入居資格を有する犯罪被害者等に対して市営住宅をあっせん	○		同居親族の定義については、市営住宅条例による	スポーツ市民局人権施策推進課 052-972-2582 (申請は犯罪被害者等総合支援窓口 052-972-3042)
犯罪被害者等のための市営住宅目的外使用	犯罪被害により緊急に迫られる事情がある場合等に目的外使用を認める	○			スポーツ市民局人権施策推進室課 052-972-2582 (申請は犯罪被害者等総合支援窓口 052-972-3042)
犯罪被害者等に対する一時避難施設宿泊制度	犯罪等により身の危険があるもしくは現在の住居に居住することが困難になった方が、一時的な避難施設として利用する宿泊施設の宿泊料を市が負担	○			スポーツ市民局人権施策推進課 052-972-2582 (申請は犯罪被害者等総合支援窓口 052-972-3042)

注意事項

- ・ 2024年7月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
ファミリーバス定期サービス	市バスの通勤定期券等をお持ちの方と一緒に、その同居しているパートナー等が土曜・日曜・休日（土曜・日曜・休日ダイヤ特別運行日含む）に市バスに乗車する場合、大人110円、小児50円で乗車できます。市バスの通勤定期券等をバス料金箱の読み取り部にしっかりとタッチして、同乗の方の人数をお知らせください。		○		交通局経営企画課 052-972-3859
保育所等の利用	パートナーが、子どもの保育所等利用申込みをすることができます。	○			子ども青少年局保育部保育企画課 052-972-2528